## 発議第7号

## 道路特定財源制度に関する意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成18年6月5日提出

提出者 高山市議会議員 北 村 征 男

賛成者 高山市議会議員 長 田 安 雄

蒲 建一

杉 本 健 三

小井戸 真 人

松本紀史

谷 澤 政 司

中田清介

藤江久子

小 谷 伸 一

松葉晴彦

## 道路特定財源制度に関する意見書

道路は、豊かな市民生活の実現と地域間連携、或いは市域の均衡ある発展を図る上での最も基本的な社会資本であり、その果たす役割は極めて重要である。

こうした中、昨年12月の豪雪の影響により、昨年度の除雪経費は例年の3倍に達し、本市の財政を圧迫する状況となっている。政府における除雪経費に対する補助制度の迅速な適用と補助金の配分は誠に適切な措置であり、深く感謝しているところである。今後とも、この制度の継続と適切な運用をお願いしたい。

また本市は、合併により日本一広大な市域となり、又市域の92.5%を急峻な山林で 占めるといった地形的な条件から移動手段として自動車交通への依存度が極めて高く、ま た飛騨地域は全国有数の観光地でもあることから、幹線道路を始めとする安全で安心な道 路の整備が強く期待されている。しかし、依然として地方の道路整備は立ち遅れて極めて 不充分な現状となっている。

そのため、市内で整備が進められている東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道を始めと する高規格幹線道路を基軸に、一般国道から市町村道に至る道路ネットワークの整備が急 務となっている。

したがって、道路特定財源の地方への配分については、引き続き所要額を確保していた だきたい。

国においては、構造改革の一環として道路特定財源を一般財源化することを前提に、具体案を作成されることとなっているが、その検討に当たっては、納税者である自動車ユーザーの理解の得られる範囲で、受益者負担という制度の趣旨を踏まえ、必要な道路財源を確保し、遅れている地方の道路整備に支障をきたすことのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月5日

高山市議会